

# 日本の刑事判決書と公判調書 について (2017.9.11)

稗田雅洋\*

## I 自己紹介 (所属はすべて刑事部)

- 1987.4－2008.9 裁判官任官  
東京地方裁判所，福岡地方裁判所，東京高等裁判所の刑事部  
勤務この間に
- 1989.7－1991.6 ドイツのフライブルク大学，アウグスブルク大学留学
- 1994.9－1995.3 ドイツにおいて参審制度の調査研究
- 1999.4－2002.4 最高裁判所刑事調査官
- 2002.4－2007.4 最高裁判所刑事局第2課長，第1課長
- 2008.9－2017.3 東京地方裁判所裁判長，千葉地方裁判所部総括判事  
東京地方裁判所部総括判事（いずれも刑事部勤務）  
この間に，裁判員裁判合計80件の裁判長経験
- 2017.4－ 早稲田大学ロースクール教授

## II 日本の刑事判決書 \*刑事訴訟法を「法」と，刑事訴訟規則を「規則」と表記

1. 刑事裁判の判決 公判廷における宣告による（法342条）  
→主文の朗読，理由の要旨の告知（規則35条2項）  
判決書の原稿に基づき行うのが通常→原本は後日作成
2. 有罪判決について
  - (1) 法律上有罪判決に示すべき事項（必要的事項，法333条，335条）
    - ① 刑の言渡し（法333条） 刑の執行猶予，保護観察の場合はその言渡しも
    - ② 罪となるべき事実，証拠の標目，法令の適用（法335条1項）
    - ③ 法律上犯罪の成立を妨げる理由（違法性・責任阻却事由）又は刑の加重減免の理由（必要的減輕事由等）となる事実主張に対する判断（法335条2項）  
⇒③に当たらない犯罪構成要件を争う主張に対する判断は，必要的ではない

## (2)実務の実情

実務上、被告人・弁護人が犯罪構成要件を争う主張をしているのに、その要件該当事実を認めて有罪とする場合には、「事実認定の補足説明」などとして、これに関する判断をするのが通例

何故か？

<裁判に理由を付す根拠・目的>

- a) 恣意的判断の防止，判断内容の合理化・客観化
- b) 当事者その他の訴訟関係人に裁判内容を正しく理解させるとともに，上訴するか否かの判断資料を提供
- c) 上訴審に対して，その審査の対象を明示する
- d) 被害者や遺族等の事件関係者，更には国民全般に判断内容に関する説明責任を果たす

⇒当事者間に真剣な争いがある事件において，一方の主張を斥ける判断をする以上，その理由を説明しなければなければ上記a)～d)の機能を果たすことができない

ただし，

- (1)③以外の当事者の主張に対する判断は，必要的判断事項ではない
- 検察官・弁護人の事細かな主張のすべてに応答する必要はない

## (3)当事者の主張に対する判断の程度

<否認事件の有罪判決の場合>

検察官・弁護人の主張を踏まえて，検察官の主張する犯罪事実が合理的な疑いを超えて立証されているか否かについての理由及び結論を端的に示せば足りる

→証拠構造を踏まえて犯罪事実を認定した判断の骨格を示す

必ずしも証拠内容の明示は必要なし→証拠の位置付け，争われ方による  
事案に応じた柔軟な判断

→詳細さの程度は，争点の重要性とどの程度真面目に争っているかによる

- 基本的要素
- ①検察官立証により積極的に認められる事実の認定
  - ②弁護人が主張するこれを疑わせる事情に関する判断
  - ③被告人の弁解供述の信用性の検討
  - ④結論（犯罪の成否）

## (4)有罪判断の構成例

<被害者，目撃者等の直接証拠により犯罪要件事実を立証する場合>

- ①証言内容の要旨と信用性判断（重要な証言で信用性に争いがある場合）
- これらの証言により認められる事実の認定
- ②被告人の弁解供述の要旨と信用性判断
- ③証拠上認められる事実の認定と犯罪の成否の判断(結論)

<間接事実の積み重ねにより犯罪要件事実を推認する場合>

- ①証拠上認められる間接事実の認定  
争われていない事実→証拠の明示や信用性判断がないことも多い  
存否・評価に争いのある間接事実→根拠となる証拠の信用性・証明力の検討
- ②間接事実による犯罪要件事実の推認 →弁護人の反対主張に対する判断
- ③被告人の弁解供述の要旨と信用性判断
- ④証拠上認められる事実の認定と犯罪の成否の判断(結論)

### 3.無罪判決について

#### (1)法律上の定め

次の場合は、判決で無罪の言い渡しをしなければならない(法336条)

- ①被告事件が罪とならないとき  
訴因(公訴事実)が証明されたが犯罪を構成しないとき  
犯罪成立阻却事由が認められるとき(正当防衛,心神喪失等)
- ②被告事件について犯罪の証明がないとき  
無罪判決の判断事項→法律の定めなし  
→事案の内容,無罪理由等により柔軟に判断

#### (2)無罪判決の構成例

<犯罪証明不十分の場合の判断の構成例>

- ①審判の対象となる訴因(起訴状記載の公訴事実)の提示
- ②検察官・弁護人の主張を踏まえて,犯罪成立要件に関し証拠上認められる事実の認定(必要に応じて重要な証拠の信用性・証明力判断)
- ③上記認定事実を前提として犯罪構成要件該当事実認定の可否(特に問題となる要件について)
- ④結論(犯罪の成否)

<正当防衛による無罪の場合の判断の構成例>

- ①審判の対象となる訴因(起訴状記載の公訴事実)の提示
- ②検察官・弁護人の主張を踏まえて,訴因とされた構成要件該当行為と正当防衛主張の前提となる被害者の侵害行為に関し,証拠上認定できる事実の認定(必要に応じて重要な証拠の信用性・証明力判断)
- ③正当防衛の成否に関する判断(検察官・弁護人の主張への応答)
- ④結論(犯罪の成否)

### 4.小括

有罪判決・無罪判決に共通して

- ⇒判断において触れるべき事項,その程度について,固いルールはない  
裁判に理由を付す根拠・目的を踏まえて,柔軟に判断内容を決める

### Ⅲ 裁判員裁判が判決書の内容に与えた影響

#### 1. 裁判員制度導入前の日本の刑事裁判の特徴

##### (1) 旧刑事訴訟法（第2次大戦前）

職権主義→起訴と同時に捜査記録が裁判所に提出される

##### (2) 現行刑事訴訟法（第2次大戦後の改正）

① 当事者主義へ→起訴時の捜査記録の提出禁止（担当裁判官は起訴状のみ受領）

⇒裁判所が公判開始前に事件の争点を把握し審理予定を立てることが困難

② 伝聞証拠の原則禁止・直接主義（法320条）

But

刑事裁判実務→伝聞例外の規定を利用し，検察官請求の捜査書類を証拠採用

特に，両当事者の同意した書面（法326条）→争いのない事実

証人の検察官調書（法321条1項2号）→争いのある事実

被告人の不利益事実の陳述（法322条1項）

しかも，公判前の争点整理手続なし⇒計画的・集中審理困難⇒長い開廷間隔

⇒証拠書類，公判調書の読みを前提とした詳細な尋問

⇒多量の証拠書類を採用し，これを公判における詳細な供述内容（尋問調書）と突き合わせ，緻密に分析した上で事実認定

⇒いわゆる精密司法

But 実質的に書面審理化？

⇒詳細な判決書

複雑な否認事件では，重要な証人や被告人の公判供述と捜査段階の供述調書の内容を詳細に要約適示し，他の証拠と整合性を緻密に検討して，信用性判断 →長大な判決書も

→判決書の完成は，通常宣告後2週間程度後

複雑な判決では宣告後1，2か月後のこともあり

#### 2. 裁判員制度導入時における検討

##### (1) 司法制度改革審議会の意見書，司法制度改革推進本部検討会の制度骨子案

裁判員制度の導入 特に重大な刑事事件について，裁判官3人と国民から無作為抽出で選ばれた裁判員6人が合議体を構成し，一緒に議論して事実認定と法令の適用，有罪の場合の量刑を行う制度

直接主義・口頭主義の実質化，徹底が必要

##### (2) その理由として考えられること（施行準備段階での議論の大勢）

① 一般国民である裁判員に，多量の証拠書類の検討を求めるのは非現実的

- ②前提として，捜査段階で作成された供述調書を過度に重視するのは，現行刑事訴訟法が予定した当事者主義の下における直接主義，ひいては公判中心主義に反するのではないかという疑問
- ③公判前に争点及び証拠の整理をすることなく証拠調べに入ることにより，必要性の乏しい多数の証拠の取調べや過度に詳細な尋問が行われ，かえって争点判断のために重要なポイントに焦点が当てられず，分かりにくい審理になっているのではないかという疑問
- ④公判前に争点及び証拠の整理を行い，あらかじめ必要な証拠調べの範囲を定め，審理予定を立てて，計画的かつ集中的な審理をしなければ，裁判員の参加を求めることは無理と思われること  
⇒公判前整理手続の創設による争点と証拠の整理と計画的集中的審理  
⇒争点判断のため真に重要なポイントに重点を置いた核心司法の実現

### (3)裁判員裁判における判決の在り方

判決も，前記2（2）の裁判に理由を付す根拠・目的a)～d)を満たす内容であることを前提とした上で，必然的に犯罪事実や量刑の判断にとって重要な争点にポイントを絞った平易かつ簡潔なもの，結論を導く上で重要な考慮要素を示しつつ，結論を導くに至った具体的な理由を簡潔に示すものとならざるを得ない。

- ←審理自体が争点に重点を置いたコンパクトなものとなる  
裁判員との評議における議論を反映したものでなければならない  
評議終結後判決宣告までの時間も限られる

## 3.裁判員制度施行後の実務の実情

### (1)裁判員裁判の審理・判決

#### ①計画的・集中審理の実現

第1回公判期日から判決宣告までの平均日数

全事件7.6日 自白事件5.3日 否認事件10.4日

平均開廷回数 全事件4.4回 自白事件3.8回 否認事件5.3回

#### ②人証（証人・鑑定人・被告人）中心の証拠調べ，証拠の厳選

証拠書類→争いのない事実に関し検察官・弁護人が同意した統合報告書中心

法321条1項2号書面，322条1項書面の採用は激減

争点に重点を置いた証人尋問（なお不十分な面あり）

⇒核心司法に近づきつつある

#### ③判決書の簡潔化・短縮化

参考判決例参照（間接事実積上げ型）

A4（37字×26行）17頁

犯罪事実 24行 証拠の標目 19行 法令の適用 44行

事実認定の補足説明 252行(9頁18行) 量刑の理由 44行

④判決書の作成手順 評議終了→裁判官による起案

→判決前に裁判官に提示・修正意見による修正

→判決宣告 →判決書の完成は宣告後1・2週間程度後

#### (2)非裁判官事件の実務の実情

審理の在り方 ⇒裁判官制度施行前と大きな変化なし

証拠の厳選，人証中心の証拠調べの試みあるが道半ば

判決書 ⇒裁判官裁判に準じ，ポイントを絞った簡潔な判決を志向する裁判官

以前の判決と同様の詳細な判決を維持する裁判官

ただし

財政経済事件等，多数の証拠書類（取引記録，メールデータ等）を分析する必要性などから，その取調べ，これに関する事細かな証人尋問，緻密な判断が不可避な事件もある

## IV 判決書の省力化方策について

### 1.調書判決（規則219条）

裁判所書記官に判決主文並びに罪となるべき事実の要旨及び適用した罰条を判決宣告した公判期日の末尾に記載させて，判決書に代えることができる。

要件 上訴がないこと

判決宣告日から14日前でかつ判決確定前に判決書の謄本請求がないこと

利用状況 裁判官により異なる

単純な自白事件で執行猶予判決が中心。実刑でも控訴がなければ用いる

例も

### 2.公訴事実等の引用（規則218条）

利用状況 調書判決が中心であるが，判決書で利用する裁判官も

起訴状記載の公訴事実に大きな修正を加える必要のない事件のみ

## V 公判調書

（証人尋問調書，被告人質問調書）について

### 1.公判調書とは

公判期日における訴訟手続の経過及び結果を記録して証明する文書

作成者 書記官

証人尋問調書，被告人質問調書は，公判調書の一部である証拠等関係カードに引用されることにより公判調書の一部となる

## 2. 証人尋問調書等作成の諸方式

### ① 要領調書 (規則44条1項19号，22号，サンプル①)

書記官が作成

質問者の質問と供述者の答え(供述)を問答形式で記載

逐語的記載ではなく，質問の趣旨と回答の趣旨を記載

### ② 要旨調書 (規則44条の2，サンプル②)

書記官が作成

訴訟関係人が同意し，裁判長が相当と認めるときは，供述の要旨のみを記載

### ③ 逐語調書 (規則52条の7及び8，52条の17，サンプル③)

速記官作成の速記録又は証人尋問・被告人質問の録音を専門業者が反訳した反訳書を，書記官作成の証人尋問調書・被告人質問調書に引用して利用

速記録→速記官の作成文書

反訳書→業者が反訳し提出したものを書記官がチェックし修正して完成させる→書記官の作成文書

逐語的記録

### ④ 録音体引用 (規則52条の20)

証人尋問・被告人質問を録音した録音体を公判調書に引用し，訴訟記録に添付する

裁判所が相当と認め，検察官及び被告人又は弁護人が同意したとき

判決確定前に検察官，被告人又は弁護人の請求があったとき，上訴の申立てがあったときには，書記官が録音体の内容を記載した書面を作成

## 3. 各方式の利用の実情

書記官作成の証人尋問調書・被告人質問調書の本来の方式は→①の要領調書

But

通常の自白事件→②の要旨調書を多用

否認事件→多くは③の逐語調書(簡単な事件→要領調書もある)

裁判員裁判→自白・否認を問わず基本的に逐語調書

速記と録音反訳の使い分け→各庁の速記官の配置と日程調整の都合による

一事件で異なる方式の利用 しばしばあり

例えば 犯罪事実関係の証人は逐語調書，情状証人は要旨調書

速記官の日程の都合で，速記と録音反訳を併用

録音体引用→即決裁判事件を中心に簡単な単独事件の自白事件で利用

#### 4. 公判調書の作成時期

公判調書は、各公判期日後速やかに、遅くとも判決宣告までにこれを整理しなければならない（法48条3項本文）。

実務上は、次回公判期日までに作成している←作成未了の効果（法50条）

→裁判官は、評議や判決書作成において、その内容を確認できる。

連日開廷の場合→公判期日後10日以内又は判決宣告後7日以内（同項但書）

裁判員裁判→証人尋問・被告人質問における供述者の応答状況を録画するとともに、音声認識システムでテキストファイルに変換したデータを記録

→裁判所は、裁判員との評議において、これを用いて供述内容や供述態度を確認できる→実際には、裁判官の手持ちメモで対応可能  
検察官・弁護人は尋問当日に音声データとテキストデータの貸与を受け、その後の訴訟活動や論告・弁論の作成に利用できる

## VI おわりに